

仕様書・図面の作成方法

(標準計算)1-54

●外皮の例

外皮計算書、一次エネルギー消費量計算書（Webプログラムから出力可）を添付します

住宅の外壁平均熱貫流率及び平均日射熱取得率（半閉鎖・換気扇）計算書
 ※2020年5月1日より標準に並び、(半閉鎖)住宅

1) 基本情報の入力

目的の名称	100坪建 新築工事
目的の所在地	東京都中央区千代田1-2-1 (地域区分) 千代田
目的の階数	地上 2 階 地下 0 階

2) 計画仕様

外皮算出範囲の床面積	351.12 m ²	外皮算出範囲の床面積の割合	1.0
外皮算出範囲の体積	602.74 m ³	外皮算出範囲の体積の割合	1.0

3) 外皮平均一次エネルギー消費量計算書

外皮算出範囲	断熱仕様	基準仕様	評価
外皮算出範囲	Q02 white	Q07 white	優等
外皮算出範囲	1.5	2.8	優等

※1. 断熱仕様の評価は、図中の断熱仕様と外皮算出範囲の断熱仕様を比較して行います。
 ※2. 図中の断熱仕様は、外皮算出範囲の断熱仕様として入力されています。
 ※3. 図中の断熱仕様は、外皮算出範囲の断熱仕様として入力されています。
 ※4. 図中の断熱仕様は、外皮算出範囲の断熱仕様として入力されています。
 ※5. 図中の断熱仕様は、外皮算出範囲の断熱仕様として入力されています。

一次エネルギー消費量計算書(住宅)

1. 住宅の外皮の断熱性能(一次エネルギー消費量)

外皮算出範囲	断熱仕様	外皮算出範囲	断熱仕様	外皮算出範囲	断熱仕様
外皮算出範囲	Q02 white	外皮算出範囲	Q07 white	外皮算出範囲	Q07 white
外皮算出範囲	1.5	外皮算出範囲	2.8	外皮算出範囲	2.8

2. 断熱性能

断熱仕様	外皮算出範囲	外皮算出範囲	外皮算出範囲
外皮算出範囲	1.5	外皮算出範囲	2.8

3. 断熱性能

断熱仕様	外皮算出範囲	外皮算出範囲	外皮算出範囲
外皮算出範囲	1.5	外皮算出範囲	2.8

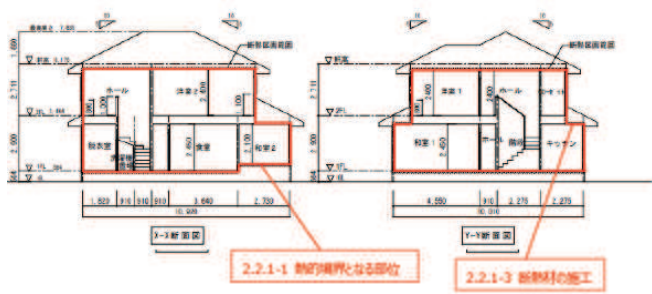
Version: 3.3.1 1/4 2023/05/07 15:42:26

仕様書・図面の作成方法

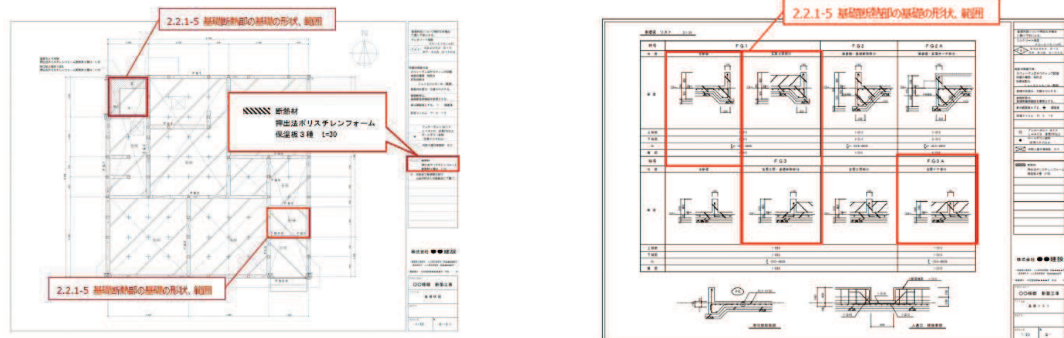
(標準計算)1-10~11

●外皮の例

断熱境界（熱的境界）の明示します



基礎断熱がある場合は、その領域と基礎形状を明示します



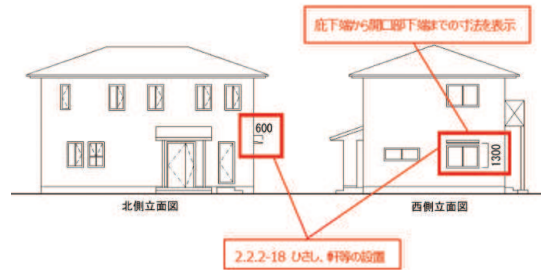
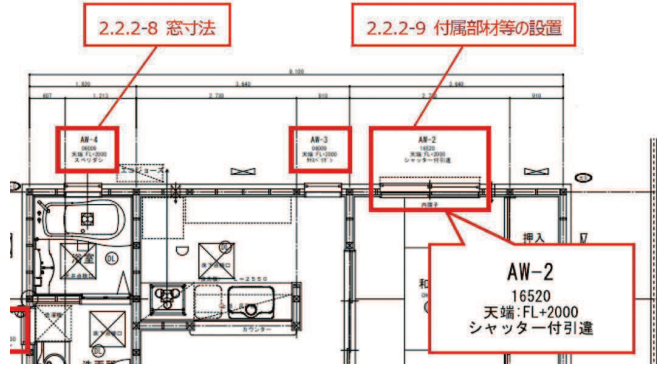
仕様書・図面の作成方法

(標準計算)1-19~20

●外皮（開口部）の例

窓は寸法（呼称寸法）、付属部材がある場合はそれを明記します。
異なる建具仕様がある場合には、その仕様を明記します。

ひさし・軒等により、日射遮蔽対策を行った場合は、立面図に寸法を記入します。



仕様書・図面の作成方法

(標準計算)1-25

●設備仕様書の例

仕様書の例
評価した全ての設備の仕様、効率等を仕様書としてまとめます
暖冷房は、主たる居室とその他居室に分けて明記します。

設備仕様		仕様	
暖房設備	主たる居室	■ルームエアコンディショナー □その他 ()	AA社AAAAA
	■居室のみ □住戸全体 □設置しないその他の居室	() □ルームエアコンディショナー □その他 () ()	エネルギー消費効率の区分:「い」 入居者設置 ●
冷房設備	主たる居室	■ルームエアコンディショナー □その他 ()	AA社AAAAA
	■居室のみ □住戸全体 □設置しないその他の居室	() □ルームエアコンディショナー □その他 () ()	エネルギー消費効率の区分:「い」 入居者設置 ●
換気設備	24時間換気設備	■付帯3種換気設備 換気回数 ()	
	熱交換	□有り (仕様)	
給湯設備	給湯機	■ガス燃焼機 ()	ふる機能の種類:ふる給湯器 (選択あり)
	配管方式	■先分岐式 □ヘッダー方式の場合→□分岐後すべて13A以下 □分岐後いずれか配管径13A超	
水栓	洗面	□2バルブ ■2バルブ以外 →□手元止水 (節湯A) □水優先吐水 (節湯C)	
	浴室シャワー	□2バルブ ■2バルブ以外 →□手元止水 (節湯A) □小流量吐水 (節湯D)	
照明設備	主たる居室	■すべてLED □すべて自然灯以外 □いずれかで自然灯を使用 □調光可能な制御を採用 □設置しない	
	その他の居室	■すべてLED □すべて自然灯以外 □いずれかで自然灯を使用 □調光可能な制御を採用 ■設置しない	
太陽光発電設備	主たる居室	□設置する ■設置しない ()	
	その他の居室	□設置する ■設置しない ()	
太陽熱利用設備	主たる居室	□設置する ■設置しない ()	
	その他の居室	□設置する ■設置しない ()	
コーゼネレーション設備	主たる居室	□設置する ■設置しない ()	
	その他の居室	□設置する ■設置しない ()	

竣工後に入居者が設置する場合は、「入居者設置」と記入します

- 2.3-1 暖房設備の有無、暖房方式（主たる居室、その他居室）
- 2.3-2 暖房設備機器または放熱器の種類
- 2.3-3 エネルギー消費効率の区分（エアコン）

仕様書・図面の作成方法

(標準計算)1-25

仕様書と一次エネルギー消費量計算書（Webプログラムから出力可、申請時に添付必要）との整合確認を行ってください。

設備仕様書

設備仕様	
暖房設備	<input type="checkbox"/> 主たる居室 <input type="checkbox"/> 居室のみ <input type="checkbox"/> 居室以外 <input type="checkbox"/> 設置しない <input type="checkbox"/> その他の居室
冷房設備	<input type="checkbox"/> 主たる居室 <input type="checkbox"/> 居室のみ <input type="checkbox"/> 居室以外 <input type="checkbox"/> 設置しない <input type="checkbox"/> その他の居室
換気設備	<input type="checkbox"/> 24時間換気設備 <input type="checkbox"/> 換気回数 規定値(1.0)の「表」その他居室 <input type="checkbox"/> 換気方式の指定
給湯設備	<input type="checkbox"/> 給湯方式 <input type="checkbox"/> 給湯器の種類 <input type="checkbox"/> 給湯器の指定
照明設備	<input type="checkbox"/> 照明方式 <input type="checkbox"/> 照明器具の種類 <input type="checkbox"/> 照明器具の指定
空調設備	<input type="checkbox"/> 空調機の種類 <input type="checkbox"/> 空調機の指定
その他	<input type="checkbox"/> 設置する <input checked="" type="checkbox"/> 設置しない <input type="checkbox"/> 設置する <input checked="" type="checkbox"/> 設置しない

一次エネルギー消費量計算書の出力例

4. 住宅タイプの仕様	
(1) 暖冷房仕様	
外気/設備項目	外皮/設備の仕様
A. 外皮	外皮性能の評価方法 当該住戸の外気量種を用いて外皮性能を評価する 外皮設備の種類 2021.5.1 時 外皮設備の設置率 0.027 W/m ² 平均日射熱得率 標準時の平均日射熱得率(γAM): 4.3 冷房時の平均日射熱得率(γAC): 2.8 通風の利用 主たる居室: 評価しない、または利用しない/その他の居室: 評価しない、または利用しない 蓄熱の利用 評価しない、または利用しない 床下空間を経由して外気を導入する換気方式の利用 評価しない、または利用しない
B. 換気設備	換気方式 居室のみを換気する 設備仕様 主たる居室: ルームエアコンディショナー エネルギー消費効率の区分: 区分(イ) 小能力高効率型コンプレッサー-評価しない、または搭載しない 評価しない、または搭載しない 評価しない、または搭載しない 評価しない、または搭載しない
C. 冷房設備	冷房方式 居室のみを冷房する 設備仕様 主たる居室: ルームエアコンディショナー エネルギー消費効率の区分: 区分(イ) 小能力高効率型コンプレッサー-評価しない、または搭載しない 評価しない、または搭載しない 評価しない、または搭載しない 評価しない、または搭載しない
(2) 換気仕様	
D. 換気	設備の仕様 強制換気: 2種換気設備、または壁付け式3種換気設備 換気回数: 0.5回/時
E. 給湯設備	評価しない、または設置しない
(3) 給湯仕様	
F. 給湯設備	給湯設備の種類: 給湯設備がある(浴室等がある) 設備仕様: 強制換気: 2種換気設備、または壁付け式3種換気設備 換気回数: 0.50 換気回数: 0.5回/時 評価しない、または先分給湯方式 評価しない、または先分給湯方式 評価しない、または先分給湯方式 評価しない、または先分給湯方式

整合していること

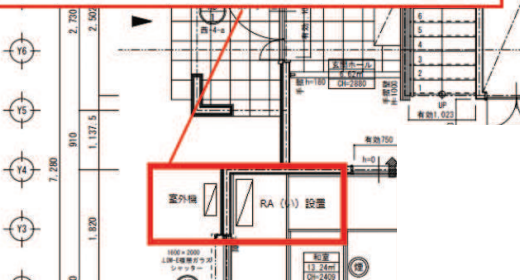
仕様書・図面の作成方法

(標準計算)1-24

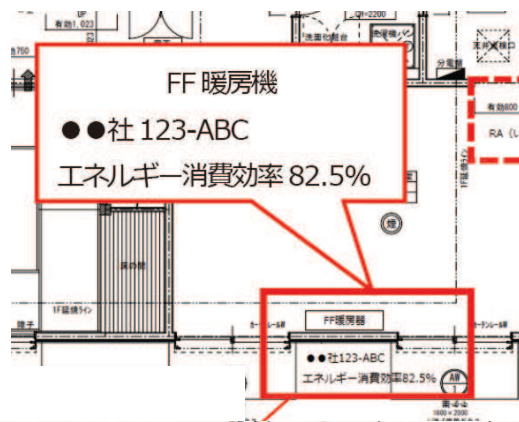
●設備（暖冷房）の例

エアコンの図面表記例

- 2.3-1 暖房設備の有無、暖房方式（その他居室）
- 2.3-2 暖房設備機器または放熱器の種類
- 2.3-3 エネルギー消費効率の区分（エアコン）



FF暖房機の図面表記例



- 2.3-1 暖房設備の有無、暖房方式（主たる居室）
- 2.3-2 暖房設備機器または放熱器の種類
- 2.3-5 定格能力におけるエネルギー消費効率（FF暖房機）

仕様書・図面の作成方法

(標準計算)1-26

●設備（床暖房）の例

床暖房を評価した場合、上面放熱率の計算根拠（Webプログラムから出力可）を添付します

敷設率を計算によって求めた場合にはその根拠を添付します

上面放熱率の計算根拠

2.3-8 床暖房の上面放熱率

計算条件の入力

地域区分
 1地域 2地域 3地域 4地域
 5地域 6地域 7地域

床の種類
 床の下側に空間を持つ床
 床の下側に空間を持たない床(土間床)

床の熱貫流率(U値)
 W/m²K

床パネル下の換気空間等の種類
 外気、外気に通じる空間
 外気に通じていない空間、外気に通じる床裏
 仕舞及び仕舞と同様の射的構造の空間、外気に通じていない床裏

計算結果

床暖房の上面放熱率 **90%**

計算過程

$R_{i1} = R_{in}$	= 0.269 [m ² /W]
H	= 0.7
$R_{i2} = R_{i1} + R_p + R_D + R_{se}$	= 2.000 [m ² /W]
$f_{up,H}$	= 0.906

注) 計算条件の根拠を図面に明示する

敷設率の入力 入力しない(規定値を用いる) 入力する

敷設率 ? % (小数点以下1桁)

敷設率の算定根拠

間仕切りや扉で区画されているので、グレーのエリアが床暖房対象の床面積

区分	面積	面積	面積
居室	3.000	2.100	13.200
廊下	3.000	2.100	2.400
その他	3.000	2.100	3.300
合計	9.000	6.300	18.900

床面積の合計 = 28.155m²

・床暖房パネルの敷設面積

3.15 × 3.15 = 9.9225 m²
 1.8 × 2.25 = 4.05 m²

合計
 9.9225 + 4.05 = 13.9725m²

・敷設率 = (13.9725m² / 28.155m²) × 100
 = 49.627 → 49.6%

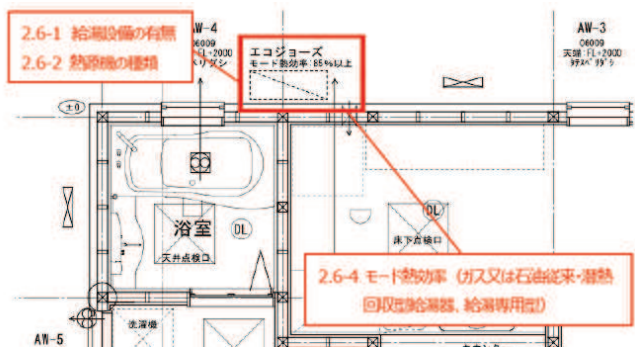
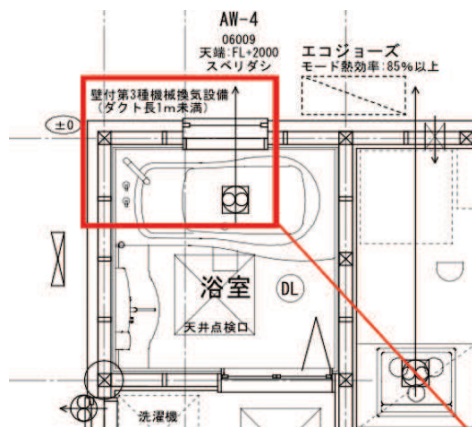
仕様書・図面の作成方法

(標準計算)1-32,35

●設備（換気・給湯器）の例

換気の図面表記例
換気方式（ダクトの有無）を明示します

給湯器の図面表記例
給湯器の種類と効率を明示します

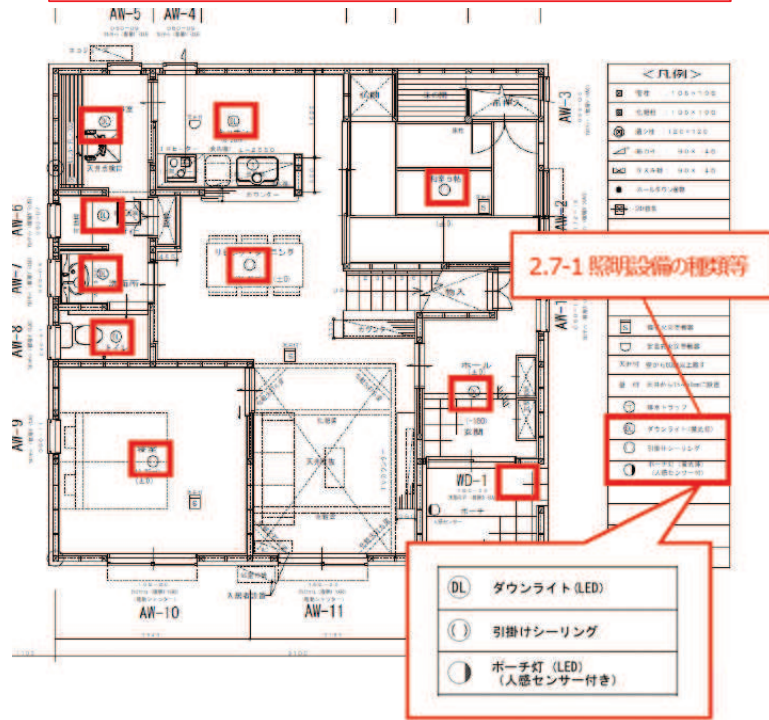


仕様書・図面の作成方法

(標準計算)1-37

●設備（照明）の例

照明設備の図面表記例
 主たる居室、その他居室、非居室の照明の位置を明示します。
 照明の種類（LED）も明示します

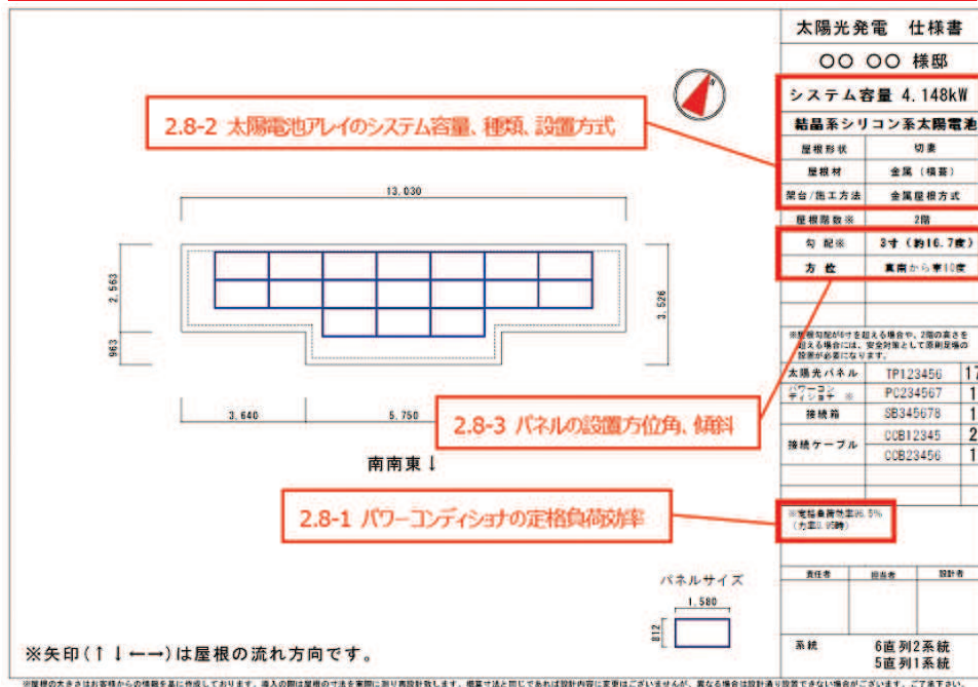


仕様書・図面の作成方法

(標準計算)1-39

●設備（太陽光発電）の例

パワーコンディショナ及び太陽電池アレイの仕様等と併せ、どのようにパネルを設置するかについて図書上に明示します



仕様書・図面の作成方法

●必要図書の整理

必要図書の整理(省エネ関係)	省エネ適判を受ける場合			省エネ適判を受けない場合	
	省エネ適判	確認申請	完了検査	確認申請	完了検査
●：申請時に提出 ○：必ずしも申請時の提出は不要					
適合判定通知書 ※省エネ適判機関が発行		○※	●		
計画書(書式) 注：建築物エネルギー消費性能確保計画	●	○※	●		
設計内容説明書	●		●	●	●
各種図面	●		●	●	●
各種計算書	●		●		
機器表等	●		●	●	●
省エネ工事監理報告書			●		●
納入仕様書・品質証明書・施工記録書等			●(現場備付)		●(現場備付)

省エネ適判を受ける場合は、計画書が必要になります

仕様書・図面の作成方法

●計画書(建築物エネルギー消費性能確保計画)の書き方

様式第一 (第一号第一項関係) (日本工業規格A列4番)

(第一面)

計画書

2025年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は主たる事務所の所在地
東京都千代田区 町 1-2-3

提出者の氏名又は名称
株式会社

代表者の氏名
代表取締役社長

設計者氏名
設計 太郎

建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項(同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び関係図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください)

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

第四面

必要事項を入力します

【ロ、一戸建ての住宅】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
外皮平均熱貫流率 ●● W/(m²・K) (基準値 0.87 W/(m²・K))
冷房期の平均日射熱取得率 ●● (基準値 2.8)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令第1条第1項第2号イただし書の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量 ●● GJ/年
設計一次エネルギー消費量 ●● GJ/年
BEI (●●)

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」

仕様書・図面の作成方法

●確認申請書（第二号様式）には以下を記入します

第二面

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済（名称：〇〇〇省エネ判定機関 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町）

未提出（ ）

提出不要（ ）

仕様基準による場合など、省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為であるとして、省エネ適判を省略する場合、建築物エネルギー消費性能確保計画が「提出不要」の欄にチェックし、提出不要となる理由（該当する号番号等）の記入が必要です。

省エネ基準適合の評価方法等	推奨する記入内容
仕様基準	第1号イに該当
誘導仕様基準	第1号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第2号に該当
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合	第3号に該当

標準計算ルートにおける工事監理

右表は、仕様基準を利用した場合における省エネ基準に係る工事監理の確認項目と確認方法です。

設計図書への記載項目・確認方法の例の一覧は、(標準計算) 2-2~2-6ページに記載あります。

表 2.1 設計図書への記載項目・確認方法の例 (木造戸建て住宅・標準計算)

種別	記載項目	確認方法
基本情報	建て方 (一戸建て・共同住宅等の別)	・目視に係る現地確認
	居室構成 (主たる居室とその他の居室、非居室で構成されているか)	・目視に係る現地確認
	床面積 (主たる居室、その他居室、床面積の合計)	・目視に係る現地確認 ・施工計画や施工記録書等に係る書類確認
	吹き抜け等の仮想床面積	・目視に係る現地確認
	地域の区分 (1地域~8地域)	・目視に係る現地確認
外皮	年間の日射地域区分 (太陽光等利用の場合のみ)	・敷地 (建設地) の確認
	外皮面積 (熱的境界となる部位、面積)	・施工計画や施工記録書等に係る書類確認
	外皮平均熱貫流率 (U _a 値とその計算過程)	・目視に係る現地確認
	冷房期平均日射熱取得率 (η _{AC} 値及びその計算過程)	・施工計画や施工記録書等に係る書類確認
	暖房期平均日射熱取得率 (η _{SH} 値及びその計算過程)	・施工計画や施工記録書等に係る書類確認
	通風の利用の有無とその計算過程	・施工記録書等に係る書類確認
	蓄熱の利用の有無とその利用条件等	・施工記録書等に係る書類確認
	床下空間を経由して外気を導入する換気方式の利用とその利用条件等	・施工計画や施工記録書等に係る書類確認 ・目視に係る現地確認
	暖房設備の有無、暖房方式	・目視に係る現地確認
	暖房設備機器または放熱器の種類	・目視に係る現地確認
暖房設備 (主たる居室、その他居室)	エネルギー消費効率の区分 (ルームエアコンディショナー)	・納入仕様書等に係る書類確認
	小能力時高効率型コンプレッサ (ルームエアコンディショナー)	・納入仕様書等に係る書類確認
	エネルギー消費効率 (FF 暖房機)	・目視に係る現地確認
	定格能力におけるエネルギー消費効率 (FF 暖房機)	・納入仕様書等に係る書類確認
	敷設率 (床暖房)	・施工計画や施工記録書等に係る書類確認
	仮設床除き敷設率 (床暖房)	・施工計画や施工記録書等に係る書類確認
	上面放熱率 (床暖房)	・施工計画や施工記録書等に係る書類確認
	上面放熱率 (床暖房)	・施工計画や施工記録書等に係る書類確認

工事監理の確認項目と確認方法

- ・工事監理において、性能値の確認が必要な項目については、完了検査時において、建築主事又は指定確認検査機関より、**所定の性能を有していることを証明する書類 (第三者認証に係る書類や自己適合宣言書)** を求められることがあるため、工事監理者は、書面や製造者のホームページ等により、当該書類を確認する必要があります。
- ・第三者認証に係る書類として、**JISマークの表示やJIS製品認証書等**が該当します。また、自己適合宣言書として、例えば、JIS Q 1000 に基づく当該製品に係る製品規格のJIS への自己適合宣言書や、JIS Q 17050-1 に基づく試験方法を示した規格に基づき性能を確認していることの適合宣言書が該当します。
- ・一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページには、それらの書類を入手又は入手するための各製造者の製品情報へのポータルサイト (温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト) が掲載されており、完了検査等において活用することができます。

